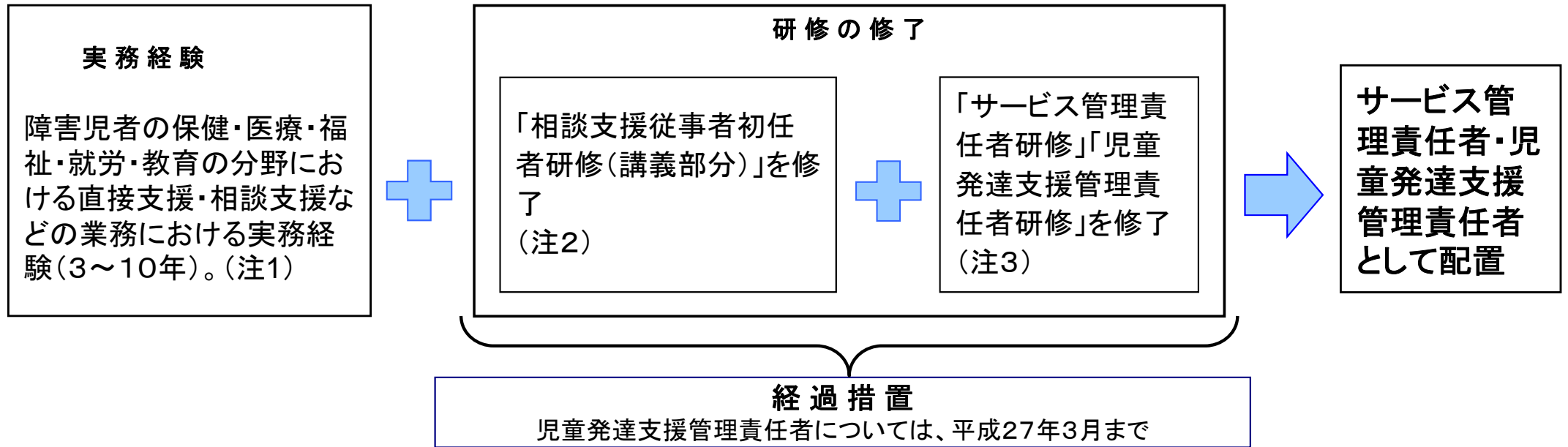


サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件



事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。
(事業開始後1年間のうちに上記の2つの研修を修了する必要がある。)

やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合、事由が発生した日から起算して1年間は、実務経験がある者については、研修を修了しているものとみなして、その者をサービス管理責任者等として配置することができる。

(注1) 実務経験については、次のスライドのとおり。

(注2) 「相談支援従事者研修(講義部分)」とは、同研修のカリキュラム(31.5時間)のうち講義部分(2日間程度)をいう。

(注3) 「サービス管理責任者等研修」については、所属する事業所が実施する障害福祉サービスに応じた分野を受講・終了しなければならない。

サービス管理責任者の実務経験

業務の範囲		サービス管理責任者	
		業務内容	実務経験年数
障害者の分野に、医療、福祉、就労、	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	② 直接支援業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上
		特例子会社及び障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
		特別支援学校における職業教育の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に3年以上従事している者	3年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

児童発達支援管理責任者の実務経験

業務の範囲		児童発達支援管理責任者	
		業務内容	実務経験年数
障害者の分野における医療、福祉、就労、	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者（H29.4.1以降、乳児院、児童養護施設等も対象となる。）	5年以上 ※2
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （1）社会福祉主事任用資格を有する者 （2）訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 （3）国家資格等※1を有する者 （4）施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者（H29.4.1以降、特別支援学校以外の学校（大学を除く）も対象となる。）	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	② 直接支援業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者（H29.4.1以降、保育園、認定こども園等も対象となる。）	10年以上 ※2
		特例子会社及び障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
		特別支援学校における職業教育の業務に従事する者（H29.4.1以降、特別支援学校以外の学校（大学を除く）も対象となる。）	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （1）社会福祉主事任用資格を有する者 （2）訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 （3）保育士 （4）児童指導員任用資格者 （5）精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5年以上 ※2
		上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者	3年以上 ※2

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

※2 当該期間から老人福祉施設等における実務経験期間を除いた期間が3年以上である必要がある（平成29年4月1日以降）。